

国立大学法人東京農工大学職員兼業規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学職員兼業規程を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
<p>本則</p> <p>(営利企業以外の事業への関与制限)</p> <p>第8条 職員は、営利企業以外の事業のうち、原則として次の各号に<u>掲げる事業に</u>、報酬を得て携わることができない。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(兼業の手続)</p> <p>第12条 職員は、兼業を行おうとする場合には、所定の手続により、事前に<u>承認</u>を得なければならない。</p> <p>2 手続きについて必要な事項は、別に定める。</p> <p>(無報酬兼業の手続)</p> <p>第13条 職員は、<u>勤務時間外に無報酬で第7条及び第9条に規定する兼業を行おうとする場合には、所定の手続により、事前に届け出なければならない。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(兼業活動の公表)</p> <p>第16条 第5条第1項により<u>承認</u>された兼業及び国からの要請に基づき就任した審議会委員等、学長が必要と認める兼業については、その状況について本学ホームページを利用して公表する。</p>	<p>本則</p> <p>(営利企業以外の事業への関与制限)</p> <p>第8条 職員は、営利企業以外の事業のうち、原則として次の各号に<u>該当する場合には</u>、報酬を得て携わることができない。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(兼業の手続)</p> <p>第12条 職員は、兼業を行おうとする場合には、所定の手続により、事前に<u>許可</u>を得なければならない。</p> <p>2 手続きについて必要な事項は、別に定める。</p> <p>(無報酬兼業の手続)</p> <p>第13条 <u>前条の規定にかかわらず、職員が勤務時間外に無報酬で次の各号に掲げる兼業を行おうとする場合には、所定の手続により、事前に届け出なければならない。</u></p> <p>(1) <u>第7条に規定する兼業</u></p> <p>(2) <u>第9条に規定する兼業</u></p> <p>(3) <u>前号に定めるもののほか、営利企業以外の事業のうち、第8条各号に規定する場合以外の兼業（教育職員にあつては、第10条に規定する教育活動に関する兼業を除く。）</u></p> <p>2 <u>手続きについて必要な事項は、別に定める。</u></p> <p>(兼業活動の公表)</p> <p>第16条 第5条第1項により<u>許可</u>された兼業及び国からの要請に基づき就任した審議会委員等、学長が必要と認める兼業については、その状況について本学ホームページを利用して公表する。</p>	

附 則（教規程第20号）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。